

2月28日(木)、3月1日(金)は、コンビニエンスストア等での証明書交付サービスは使用できません

市民課管理係・内線1360

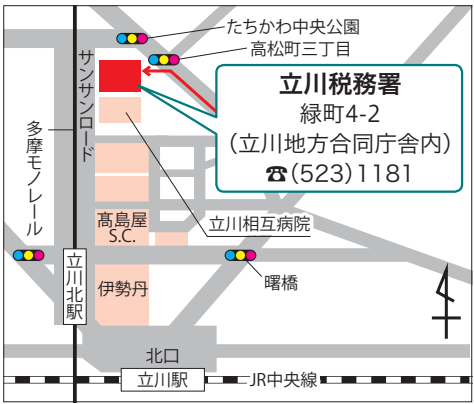
立川税務署からのお知らせ

確定申告は2月18日(月)～3月15日(金)に

所得税の確定申告は立川税務署へ

2月18日(月)～3月15日(金)、所得税と復興特別所得税等の確定申告書作成・提出会場が立川税務署(左地図)に開設されます〔土曜・日曜日を除く。ただし、2月24日・3月3日の日曜日は開設〕。郵送による申告も受け付けています。申告にはマイナンバーの記載と本人確認書類(1面参照)の提示が必要です

相談11午前9時から(受け付けは午前8時30分～午後4時)提出11午前8時30分～午後5時



次の方も確定申告が必要です
給与所得のある方で次のいずれかに該当する方
給与収入が2000万円を超える方
1か所から給与の支払いを受けており、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える方
2か所以上から給与の支払いを受けており、年末調整を

ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を申し込んだ方へ

ふるさと納税をした際にワンストップ特例制度の適用を申し込んだ方が、確定申告や市民税・都民税の申告をすると特例制度が適用されません。確定申告や市民税・都民税の申告をする方は、申告書に特例制度申し込み分を含む、すべての寄附金の領収書または寄附金受領証明書を添付してください。

くわしくは、確定申告の場合は税務署へ、市民税・都民税の申告の場合は市役所課税課へお問い合わせください。

立川税務署(523)1181
市課税課市民税係・内線1206

個人事業者の平成30年分消費税と地方消費税の確定申告書の提出と納税期限は4月1日(月)です

次のいずれかに該当する個人事業者の方は消費税と地方消費税の確定申告が必要です
平成28年分の課税売上高が1000万円を超えた方
平成29年1月1日から6月30日までの課税売上高が1000万円(同期間の1000万円の判定は給与等支払額の合計でも可)を超えた方

「消費税課税事業者選択届出書」を提出した方
なお、平成30年分消費税と地方消費税の確定申告書の提出と納税期限は4月1日(月)です。

立川税務署(523)1181

課税課市民税係・内線1206

高齢者の障害者控除

障害者手帳をお持ちでなくても、次のすべてに該当する方は、所得税や市民税・都民税の障害者控除または特別障害者控除を受けられます
65歳以上
要介護(要支援)認定を受けている
要介護(要支援)認定の主治医意見書で日常生活自立度判定基準ランクに一定以上の記載がある
該当する方は、介護保険課(市役所1階4番窓口)で認定書の交付を受けて、税の申告をしてください。控除額は
障害者控除11所得税27万円、市民税・都民税26万円
特別障害者控除11所得税40万円、市民税・都民税30万円
同居特別障害者控除11所得税75万円、市民税・都民税53万円

介護保険課介護認定係・内線1455

個人事業主向け決算・確定申告相談会

立川商工会議所が主催。必ず事前にお申し込みください。
時・場左表の通り
申電話か、参加日、事業所名、住所、氏名、電話番号を書いてファクスで立川商工会議所(曙町2-38-5 12階)に(527)2700に(527)5913へ

日程	会場
2月18日(月)	若葉会館
2月20日(水)	柴崎学習館
2月25日(月)	天王橋会館
3月 1 日(金)	子ども未来センター
3月 5 日(火)	立川商工会議所
3月 7 日(木)	
3月13日(水)	
時間は午後 1 時15分～ 4 時15分	

市議会定例会が開会

平成31年第1回市議会定例会が2月22日(金)～3月22日(金)の会期で開かれる予定です。

会議日程は2月22日(金)11本会議(請願・陳情の付託、議案審議、予算提案説明など)2月27日(水)11本会議(代表質問、予算特別委員会設置・付託など)28日(木)・3月1日(金)・4日(月)11本会議(一般質問)5日(火)11総務委員会6日(水)11厚生産業委員会7日(木)11環境建設委員会8日(金)11文教委員会12日(火)15日(金)・18日(月)11予算特別委員会20日(水)11議会運営委員会22日(金)11本会議(議案審議など)の予定です。

市議会はどなたでも傍聴できます。傍聴を希望する方は、会議当日に直接、市役所3階の本会議11議場受付11委員会11議会事務局へお越しください。

議会事務局・内線3322

保険料年金天引きのお知らせを郵送

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料が4月～8月に年金天引きになる方に、「平成31年度保険料仮徴収開始のお知らせ」を郵送します。対象は次の通り。

国民健康保険料
新たに年金天引きになる方11平成30年4月2日～10月1日に65歳になった国民健康保険の被保険者の方や、平成30年4月2日～10月1日に転入等により新たに立川市国民健康保険の被保険者になった65歳以上の方などで、保険料

の天引きが可能な年金を受給している方11引き続き年金天引きになる方11国民健康保険料が現在年金天引きとなっている方で、年金天引きを中止する申請をしていない方

後期高齢者医療保険料
新たに年金天引きになる方11平成30年4月2日～10月1日に75歳になった被保険者の方や、平成30年4月2日～10月1日に転入した75歳以上の方などで、保険料の天引きが可能な年金を受給している方(現在口座振替されている方を除く)。なお、現在年金天引きになっている方で、年金天引きを中止する申請をしていない方には、仮徴収開始のお知らせは郵送しませんが、引き続き年金天引きとなります。

国民健康保険年金課賦課係11国民健康保険料11内線1416
後期高齢者医療保険料11内線1406

公共施設に関するアンケートにご協力を

市が保有する公共施設の多くは老朽化が進んでおり、公共施設を将来に引き継ぐために、「施設の再編」に取り組んでいます。その一環として「公共施設に関するアンケート」を実施しています。1月1日現在、市内の対象圏域(第二・第三・第五中学校圏域)に在住する18歳以上の男女3750人(無作為抽出)を対象に調査票を送付しました。ご協力をお願いします。



行政経営課・内線2702